

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

私は母の勧めもあり、昭和48年ごろ、市役所で国民年金の加入手続きをした。その際、市役所内の銀行で、手続きを行った年の保険料を納付したが、市役所の職員から「45年から47年3月までの分は振り込みでお願いします。」と言われた。

当時、母が経営していた喫茶店に信用金庫の職員が来ていたので、納付書の額を2、3回に分けて納付した。

領収書は無くしてしまったが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、16か月と比較的短期間であることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は昭和48年4月13日とされていることから、申立人は同年4月ごろに国民年金加入手続きを行ったとみられ、この時期においては、申立期間のうち、46年1月から47年3月までの保険料については時効到達前であったことから、加入手続きの際、市役所の職員から「45年から47年3月までの分は振り込みでお願いします。」と言われたとする申立人の記憶は、過年度保険料となる昭和45年度（46年1月から同年3月まで）及び46年度の保険料の納付方法に係る説明を受けたことを示すものと推定でき、上記のとおり、過年度納付が可能な期間についての納付書を社会保険事務所（当時）が発行・送付し、申立人が当該納付書により保険料を納付したと考

えても不自然ではない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続と同時に1万2,000円か1万3,000円の保険料を市役所内の銀行で納付した記憶があるとしているところ、同手続時点では昭和47年度及び48年度の保険料をまとめて市役所内の銀行で現年度納付（48年度分は前納。）することは可能であり、両年度の保険料の合計額は1万3,950円と申立人の記憶とほぼ一致するなど、当時の状況に係る申立人の主張に不自然なところは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

夫婦共に申立期間について全額申請免除となっているが、A市で免除申請した記憶は無く、申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付しているはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、かつ、申立期間の前後は納付済みとされているほか、申立人は37年余りにわたる国民年金加入期間において、未納期間は合計しても2年に満たないことから、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料をB農協で各期ごと（3か月）に一人当たり1か月6,000円ぐらい納付していたとしており、A市では、申立期間当時、同農協で保険料を取り扱っていたとしている上、昭和59年度の保険料月額は6,220円であることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人夫婦共に保険料の免除欄の始期、終期及び期間欄には免除されていたことをうかがわせる記載は無く、申立人夫婦の納付記録は必ずしも適切に管理されていたとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

夫婦共に申立期間について全額申請免除となっているが、A市で免除申請した記憶は無く、申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付しているはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、かつ、申立期間の前後は納付済みとされているほか、申立人は20年余りにわたる国民年金加入期間において、未納期間は合計しても5か月のみとされていることから、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立人は、自身が夫婦二人分の国民年金保険料をB農協で各期ごと(3か月)に一人当たり1か月6,000円ぐらい納付していたとしており、A市では、申立期間当時、同農協で保険料を取り扱っていたとしている上、昭和59年度の保険料月額が6,220円であることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人夫婦共に保険料の免除欄の始期、終期及び期間欄には免除されていたことをうかがわせる記載は無く、申立人夫婦の納付記録は必ずしも適切に管理されていたとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年11月まで

A町役場の職員が自宅に来て、昭和61年4月から国民年金保険料を納付するように言われ、夫婦一緒に加入手続を行った。その後、町役場から納付書が送られてきて、62年4月から、1か月ごとに町役場か近くの銀行で夫婦一緒に納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の説明及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和61年12月ごろに行われたものと推認される。申立人の妻は、この加入手続の時期の翌年に当たる62年4月から保険料の納付を開始したとしており、申立人に係るオンライン記録では、同年4月から60歳に到達するまでの*か月の保険料については、申立期間の5か月を除き未納は無い。

また、オンライン記録では、昭和62年度から平成元年度までの間において、申立人の国民年金保険料が納付済みで、その妻が未納と記録されている期間が計13か月みられる。このことから、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、自身の保険料の納付に優先して申立人の保険料の納付に努めていた状況がうかがえ、妻が申立人の申立期間の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年5月まで

平成2年2月に会社を退職し、A町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。保険料は自宅に毎月両親の定期積立ての集金に来ていた金融機関の担当者に納付した。収入が無い時に国民年金保険料や町民税を現金で納めることがつらかったことを覚えているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に毎月両親の定期積立ての集金に来ていた金融機関の担当者に納付したとしているが、その両親が定期積立てをしていた時期及び申立期間の保険料月額等の記憶は無い。

また、申立人が唯一所持するオレンジ色の年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載が無い上、申立人は昭和61年3月のB社入社時に付番された厚生年金保険記号番号以外の番号については見たことが無いとしている。

さらに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、オンライン記録によると、申立人の当初の国民年金被保険者資格取得日は平成10年1月1日とされていることから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、申立人に納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年11月まで

私が再婚した昭和62年5月ごろ、テレビ等で「サラリーマンの奥さん、手続を」と連日放送されており、私も自分の将来の年金が心配になり再婚を決めた。

再婚後すぐに自分で第3号被保険者の資格取得手続を行ったが、その後、夫が失業し、保険料も払えず、夫の借金もあり大変だったので、この時は第1号被保険者への切替手続はしていなかった。昭和63年に夫が再就職したので、私が第3号被保険者になる手続を行うと同時に、A市B区役所の人に「2年前の分まで払えますよ。」と言われ、未納となっていた13か月分の保険料を納付した。保険料の月額が8,400円ぐらいだったという漠然とした記憶がある。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和62年11月に失業後、再就職した63年12月に国民年金第3号被保険者の届出を行った時に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、i) 納付した保険料の総額や領収書についての記憶は無い、ii) 申立期間の保険料を納付した時の記憶として8,400円という保険料月額の記憶が漠然とあるが、なぜその金額を記憶しているのかは分からない、iii) A市B区役所で「2年前の分まで払えますよ。」と言われたことを覚えているが、当時はその意味が分からなかったとしているなど、申立期間の保険料の納付に係る記憶には曖昧^{あいまい}な面が見受けられる。

また、申立期間に係る保険料月額は昭和62年11月から63年3月までが

7,400円、同年4月から同年11月までが7,700円であり、上記申立人が漠然と記憶しているとする保険料月額8,400円とは相違している。

さらに、申立人は申立期間の保険料を区役所窓口でまとめて現金で納付したとしているが、当時、過年度扱いとなる保険料（申立人が主張するとおり、昭和63年12月に納付した場合、申立期間のうち、62年11月から63年3月までの分）については区役所窓口で納付することはできなかった。

加えて、申立人が所持する年金手帳には平成4年6月11日付けの住所変更の記載が認められるほか、A市が保管する被保険者名簿は申立人による「種別変更届」を契機として同年7月10日に作成されたものとみられることから、このころに申立人が区役所で住所変更及び種別変更に係る手続きを行ったことがうかがわれるところ、オンライン記録においても、申立人の昭和62年11月1日の第3号被保険者非該当及び63年12月12日の第3号被保険者該当に係る事務処理が平成4年6月18日に行われたとされており、この時、初めて申立期間が第1号被保険者期間とされたとみられる。この事務処理が行われたとみられる同年6月時点では、申立期間の保険料は既に時効のため、納付することはできなかった。

その上、申立人は、区役所窓口で一般論として「2年前の分まで払えますよ。」との説明を受けた可能性もあるとしているところ、上記申立人が漠然と記憶しているとする保険料月額8,400円は、上記申立人の第3号被保険者に係る事務処理が行われたとされる時期（平成4年6月）の2年前である平成2年度の保険料月額であることから、4年6月ごろに過年度納付に係る説明を受ける中で同金額が例示された可能性も否定できない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、預金出金記録等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から62年3月まで

申立期間のうち、最初の3年ぐらいはA市に、後の2年ぐらいはB町に住んでいた。保険料は、毎年、A市及びB町から送付されてきた納付書により、納付時期は覚えていないが、それぞれ市役所及び町役場で1年分まとめて納付していた。当時、定期的な収入が無かったので、昭和55年ごろから平成元年にかけて農地を10回ぐらいに分けて売却し、その代金を保険料に充てた。申立期間が未納とされていることに納得できない。納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録及び公簿によると、昭和55年9月にB町からA市に転居し、59年11月（転入届出日は60年4月20日）に再び同市からB町に転居していることが確認できる。申立人は、申立期間の保険料を1年分まとめて居住していたA市役所及びB町役場で納付していたとしているが、保険料の納付時期について、申立人は、年度当初の4月ではなく、土地の売却代金を受け取った後の時期だったと思うが、いつごろ納付したかは覚えていないとしており、納付時期に関する記憶は曖昧である上、納付金額についての記憶も無い。

また、申立人は、居住していたA市及びB町から毎年送付されてきた納付書により、前述のとおり、土地の売却代金受領後に1年分の保険料をまとめて納付したとしているが、A市では、1年分の納付書を年度当初に送付していたことから、申立人の主張どおり、年度途中において1年分の保険料をまとめて納付することは可能であったものの、B町では、年度当初には、1年分の納付書

は送付しておらず、3か月ごとに納付書を送付していたとしていることから、同町においては、年度途中には送付されてきた納付書により1年分の保険料を納付することはできず、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和55年から平成元年までの期間において、自身が所有していた農地を10回に分けて売却し、その代金を保険料に充てたとしているが、申立人からその主張を裏付ける土地の売買に関する資料の提出は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年12月まで

私は60歳になる平成4年*月までは自宅に集金に来た自治会の役員に国民年金保険料や国民健康保険料を払っていた。5年1月にA市役所の職員が自宅を訪れ、夫婦共に国民年金の未納期間が2年間ほどあることから、未納分の穴埋めをすることを勧められ、同年1月から6年12月までの2年間、毎月、夫婦二人分の保険料(一人当たり9,800円)を自宅に集金に来た市職員に現金で納付し、領収書を2枚もらった。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において納付したとする一人分の国民年金保険料月額は9,800円であり、当該期間においてこの保険料月額は変わらなかったとしているが、実際の申立期間の保険料月額は、平成4年度においては9,700円、5年度は1万500円、6年度は1万1,100円であり、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、平成5年1月に自宅に来たA市の職員に国民年金の未納期間が2年間あることから、未納分の穴埋めをすることを勧められ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、夫婦共にこの時点で過年度納付が可能な未納期間は無く、申立人は同年*月*日(60歳到達)に、その夫は2年*月*日(60歳到達)にそれぞれ資格喪失しているところ、2年間の未納期間を穴埋めするためには高齢任意加入手続をしなければ、保険料を納付することはできない。しかしながら、オンライン記録では、夫婦共に60歳に到達したことによる資格喪失後において、高齢任意加入した形跡は見受けられない上、申立人は夫婦二人の高齢任意加入手続を行った記憶は無いとしている。このため、夫婦共に申立期間においては国民年金には未加入となることから、申立人

は、その夫の分を含む当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、A市では、60歳に到達したことにより資格喪失した者に対して自宅を訪問し、国民年金の高齢任意加入の勧奨を行うことはしていなかつたとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立人である私の亡父は、「国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、国民年金保険料は自宅に来た集金人に父親が払っていたはずなので、未納であるはずがない。」と言っていた。申立期間が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認することはできない上、申立人の保険料を納付していたとされるその父親も既に死亡しているほか、その母親は高齢のため、当時の状況を聴取することはできないことから、申立人に係る国民年金の加入及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の子は、申立人が、保険料は国民年金制度発足時の昭和36年4月から自宅に来た集金人に父親が納付していたと言っていたとしているが、申立人が居住していたA市では、集金人(国民年金推進員)による保険料徴収は37年11月からであり、申立期間のうち、36年4月から37年10月までの期間は区役所における印紙検認方式であったとしていることから、申立人の保険料徴収方法に関する記憶とは相違している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和35年10月1日として38年12月19日に申立人の両親と共に連番で払い出されており、これ以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この

ころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間当時は国民年金には未加入であったことになり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、昭和36年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできず、同年10月から38年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、A市では過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、区役所又は集金人（国民年金推進員）に納付することはできない。その上、保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、申立期間の保険料は納付済みとされているものの、父親が申立人と一緒に保険料を納付していたとされる母親も申立期間の保険料は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの期間及び同年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年3月まで
② 昭和54年6月から同年10月まで

申立期間①の当時は、長男が生まれた直後であったことから、A市B区役所で国民健康保険の加入手続に併せて国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付した。申立期間①及び②共に妻の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の保険料は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月に会社を退職した後に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年10月に社会保険事務所（当時）から同区に払い出されたものの一つであり、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、63年1月21日に国民年金の新規資格取得届を受け付けたことが記載されている。

また、申立人が唯一所持する年金手帳においても、国民年金の「初めて被保険者となった日」は昭和63年1月21日とされているほか、申立人は申立期間①の直前に転居して以来、現在に至るまで住民登録の異動が無いなど、申立期間当時別々の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和63年1月に行われたものと推認され、申立期間当時には加入していなかった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年9月まで

私が20歳になった時に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料も父親が納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその父親は既に死亡しており、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年8月以降にA市で払い出されており、申立人が唯一所持する国民年金手帳には同年10月発行と記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は、同年10月ごろに行われ、その際に43年4月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の直後の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を同年11月に納付したことを示す領収書を所持している。このことから、申立人の父親は申立人の国民年金加入手続を同年10月ごろに行い、その後、上記期間の保険料を過年度納付したと考えられるほか、当該過年度納付が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年2月まで

私の兄は、二人共20歳から国民年金保険料納付済みとされている。私の両親は、私についても、20歳から就職するまでの保険料を納付したはずである。申立期間に加入しておらず、保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった時（昭和44年*月）に、その両親がA市B区で申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月に社会保険事務所（当時）から申立人が婚姻時（同年3月）に住居登録したA市C区へ払い出されたものの一つである。国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の婚姻後の姓が記載されており、同払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していた同市B区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。申立人は、申立期間当時から婚姻まで住居登録の異動は無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、婚姻後にA市C区で行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続は行われておらず、申立人の両親が同市B区で申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和45年7月から国民年金保険料を納付した（後日に同年7月から46年6月までの保険料は還付。）と記録されていることから、申立期間当時の保険料も納付されていたはずであるとしている。

しかし、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和45年7月から48年3月までの保険料は、49年4月に特例納付及び過年度納付されたことが記載されており、その当時に納付したものではない。

さらに、申立人は、昭和49年4月に特例納付が行われていたのであれば、申立期間の国民年金保険料も、これにより納付されていたのではないかと述べている。

しかし、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記載から、特例納付が行われたときに、申立人の国民年金資格取得時期が昭和44年*月から45年7月に訂正されていたことが確認できる。このため、特例納付の当時には、申立期間は無資格期間とされており、申立期間の保険料を特例納付することはできなかったと考えられる。なお、この点については、申立人は、申立期間当時は学生で、国民年金の任意加入対象者である。任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、申立人の特例納付手続が行われた際に、申立期間当時は学生であったことが判明したことなどから、資格取得時期が訂正されたものと考えられる。

加えて、申立人は、その兄二人は20歳当時から国民年金保険料を納付済みとされているので、申立人の申立期間の保険料も、その両親が納付していたはずであるとしており、この点については、申立人の長兄の保険料は20歳当時から納付されていたことが確認できる。

しかし、申立人の次兄については、国民年金手帳記号番号の払出時期から、国民年金加入手続は、次兄の厚生年金保険被保険者資格喪失（昭和43年4月）から約2年後の45年*月ごろ（次兄が22歳の当時）に行われたものと推認される上、次兄の昭和43年度の保険料は未納と記録されている。

その上、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その両親が行ってくれたとしているが、申立人の父親は死亡しており、その状況を確認することはできないほか、申立人の母親は申立期間当時のことは覚えていないとしている。

このほか、申立期間について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年7月まで

私は、昭和47年1月に会社を退職し、父親の会社に入社した。時期は不明だが、父親が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、その父親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたとしている。しかし、申立人の戸籍の附票には、申立人は昭和45年3月に同市から他県に住民登録を異動し、同市に住民登録を戻したのは50年1月であったことが記載されている。このため、申立期間当時には、申立人は同市に住民登録しておらず、同市で国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年8月にA市で払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同市又はその当時に申立人が住民登録していたB市で、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が唯一所持する年金手帳は、昭和49年11月から使用が開始された年金制度共通のものである。当該年金手帳では、当初、58年7月に国民年金の資格取得と記載されていたものが、47年1月資格取得と訂正されており、この資格記録の訂正は、60年9月に行われたことがオンライン記録により確認できる。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和60年8月ごろに行われ、

その際に、58年7月にさかのぼって資格取得（60年9月に、申立期間の国民年金資格を追加で記録。）したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその父親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、平成元年4月から同年6月までの期間及び同年9月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から同年6月まで
② 昭和62年10月から同年12月まで
③ 平成元年4月から同年6月まで
④ 平成元年9月から2年3月まで

A町役場の職員が自宅に来て、昭和61年4月から国民年金保険料を納付するように言われ、夫婦一緒に加入手続を行った。その後、町役場から納付書が送られてきて、62年4月から、1か月ごとに町役場か近くの銀行で夫婦一緒に納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、昭和62年度から平成元年度までの間において、国民年金保険料を過年度納付した記録が、申立人については6か月、その夫については3か月みられる。このため、申立人夫婦の保険料を、A町の納付書により1か月ごとに納付（現年度納付）していたとする申立人の説明と相違する。

また、申立人は、申立期間③及び④の間の平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料は納付済みと記録されている。しかし、当該期間の保険料は、3年8月に充当により納付（申立人が厚生年金保険被保険者であった平成3年5月及び同年6月分として納付した国民年金保険料を上記期間の保険料に充当。）されたものであり、それ以前には、当該2か月の保険料は未納と記録されていた。このため、この保険料充当が行われる以前は、昭和62年度から平成元年度までの間のうち申立期間を含む18か月の保険料が未納と記録されていたこ

とになる。一方、その当時には、A町では1か月ごとの納付書を発行しており、同町の納付書により現年度納付しなかった場合には社会保険事務所（当時）から送付される納付書による過年度納付が可能である。以上のことから、昭和62年度から平成元年度までの36か月の保険料については、計36回以上の納付機会があったことになるが、そのうちの半分に当たる18か月（納付機会は現年度納付18回、過年度納付2回以上）の保険料も納付したにもかかわらず、そのすべてがオンライン記録及び同町の申立人の年金記録の双方から欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和60年2月に結婚し、同年10月に勤務していた会社を退職した。この時、次年度から国民年金の第3号被保険者制度が新設されることを知っており、半年間なら保険料を納付しようと思った。国民年金の加入手続や保険料納付については、夫に任せていたので詳しくは覚えていないが、申立期間の保険料として、まとめて3万6,000円程度をA市役所で納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月に会社を退職後、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、A市役所で申立期間の保険料を納付したとしている。

しかし、申立人が唯一所持する年金手帳の記載、A市の記録及びオンライン記録では共に、申立人は、昭和61年4月に第3号被保険者として資格取得したと記録されており、60年10月ごろに資格取得したとの記録は確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月にA市で払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は、婚姻（60年2月）後は転居したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和61年5月ごろに行われ、その際に、厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者が第3号被保険者と制度改正

された同年4月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われていなかった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとするその夫は、申立人が会社を退職してすぐに、A市役所で申立人の国民年金加入手続を行ったことは覚えているとしているが、保険料納付についての明確な記憶は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から8年6月まで

私が平成6年*月に20歳になった時に、父親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行ったとするその父親は、申立人が20歳になった平成6年にA町で申立人の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人の戸籍の附票には、申立人は4年4月に同町から他県に住民登録を異動し、同町に住民登録を戻したのは8年4月であったことが記載されている。このため、申立人が20歳になったころには、申立人は同町に住民登録しておらず、同町で国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿では共に、申立人の国民年金の資格（第1号被保険者）取得日は平成10年10月20日とされているほか、申立人には厚生年金保険手帳記号番号及び基礎年金番号（厚生年金保険手帳記号番号と同じ。）が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

さらに、オンライン記録には、申立人について、平成12年8月に国民年金未加入者に対する適用勸奨状が作成されたこと、及び13年2月に平成12年度の保険料が納付されたことが記録されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度が創設された後の平成12年8月から13年2月までの間に行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は、申立期間の保険料を1年分ずつ一括納付したとしており、その額は平成6年度及び7年度共に20万円程度であったと記憶している。しかし、申立期間の保険料は、6年度（申立期間である平成6年7月から7年3月まで）が約10万円、7年度が約14万円であり、申立人の父親の記憶と相違する。一方、オンライン記録には、上記のとおり、申立人が、13年2月に12年度の保険料（約16万円）を納付したことが記録されているほか、14年2月に13年4月から14年1月までの保険料（約13万円）を納付したことが記録されており、申立人の父親が記憶する保険料納付はこの際のものであったとも考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から60年12月まで

母親が昭和57年9月ごろにA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、私か母親が毎月、同町役場の窓口か信用金庫で6,000円から7,000円ぐらいの保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月ごろにA町役場で国民年金の加入手続きを行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は63年3月に払い出されたものであることが確認できるほか、申立人は、申立期間当時から転居は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続きは同年3月ごろに行われ、その際に申立人が20歳に到達した57年*月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時から、納付書により、毎月、国民年金保険料を納付していたとしている。しかし、A町では、1か月ごとの納付書の発行を開始したのは昭和61年度で、申立期間当時は3か月ごとの納付書を発行していたとしており、申立人の説明と相違する。

さらに、オンライン記録では、申立人は、申立期間後の昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料を63年4月に、62年4月から63年3月までの保険料を同年3月に納付したことが記録されており、このことから、申立人の国民年金加入手続きが同年3月ごろに行われ、その後に上記期間の保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び平成2年9月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 平成2年9月から8年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、結婚前のことなので詳細については分からないが、亡き夫(申立人)からすべて納付してあると聞いている。申立期間②については、免除を受けた記憶は無く口座振替により保険料を納付していたはずである。このため、申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人から婚姻(昭和41年5月入籍)前に国民年金保険料を納付していたと聞いたとしているが、申立人が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和41年8月にA市でその妻と連番で払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間①の当時に、申立人が居住していた同市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年8月ごろに行われたものと推認され、申立期間①の当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立

期間①のうち、昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、国民年金手帳記号番号が連番で払い出された申立人の妻も当該期間の保険料は未納であり、申立人の当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人の妻は、口座振替により国民年金保険料を納付していたとしている。しかし、申立期間②は申立人の妻も申請免除である上、オンライン記録には、保険料の免除申請日、免除期間、処理日等が記録されており、その内容は夫婦で同一であるなど、記録内容に不自然な点は見当たらない。

その上、申立期間②の当時に申立人及びその妻が居住していた B 市の記録でも、申立期間②の国民年金保険料は夫婦共に申請免除と記録されている。

このほか、申立人の妻は、申立期間②の当時に国民年金保険料を口座振替により納付していたとしているが、当該預金口座の番号は不明で、預金通帳も所持しておらず、口座振替の状況を確認することはできない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年5月1日まで
② 昭和21年8月31日から22年7月ごろまで

私は、A社B支店に1年ほど勤務していたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録が、3か月ほどしかないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA社B支店は既に閉鎖しており、A社の人事部は、「申立期間当時の関連資料は保管していない。」と回答している上、申立人の申立期間に係る保険料控除に関する記憶は不明確である。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間における同社での勤務実態に係る証言は得られなかった。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険記号番号の払出票には、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と同一の資格取得日が記載されており、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月1日から39年5月31日まで
私がA社に勤務した申立期間は、脱退手当金が支給済みとのことであるが、私には、当該手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」によれば、申立人の脱退手当金は、昭和42年12月20日に裁定され、同年12月25日に支給されたことが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月17日から28年12月28日まで
② 昭和29年2月7日から31年6月26日まで
③ 昭和31年6月27日から33年9月21日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受けたこととされているが、脱退手当金を請求した記憶が無く、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性(オンライン記録上、確認できない者を除く。)のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年9月21日から前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす者23人について調査したところ、12人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち10人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、当該10人の中には、支給決定日が同一である者が2組(4人)みられる。

また、申立人が申立期間当時の社会保険事務の担当者として名前を挙げた者が、「私が、担当者として脱退手当金の代理請求事務を行っていた。」旨回答しており、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年12月25日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも申立人の脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から裁定庁へ回答

したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月21日から34年8月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みと言われた。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶も受け取った記憶も無く納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年8月1日の前後1年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす27人の支給記録を確認したところ、16人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10人が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該10人の中には、支給決定日が同一である者が2組(6人)みられる上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和34年9月10日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)からの期間照会に対する回答では、脱退手当金の支給対象期間が昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 12 月 1 日までとなっているが、受給した期間は同年 10 月 1 日までの期間であったので、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの 2 か月分について年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言及び脱退手当金裁定請求書により、申立人が脱退手当金を受給したことは明らかであることから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、脱退手当金の計算の対象となっていない申立期間について、年金による支給を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、脱退手当金が支給されたか否かを踏まえて脱退手当金の支給の有無に関する記録の訂正の要否を判断するものであり、当該記録に基づいて社会保険庁(当時)において支給された脱退手当金の金額の妥当性を判断することはできない。

愛知厚生年金 事案 2349 (事案 1108 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 1 日から 37 年 10 月 15 日まで
前回の結果には納得できない。友人 2 人から脱退手当金を受けたことを聞き、私も社会保険事務所(当時)に手続に行った。その時、担当者から「そのままにしておいたほうがいいですよ。」と言われ、手続をとらずに帰った。このほかに私が示せるものは何も無い。そちらで解明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い(審査請求及び再審査請求時に誤差有と認定されたが、検算の結果誤差は無かった。)こと、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 52 年 4 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得するまで年金制度には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いことなど、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「私の知らないところで既成事実となっていることは、納得できない。ほかに私が示せるものは何も無い。そちらで解明してほしい。」と主張するが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 8 日から 43 年 10 月 2 日まで
脱退手当金裁定請求書があるが、書類を自分で書いたことはなく、一時金も受け取っていないので、受給したことになっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社と委託契約している社会保険労務士は、同社から依頼を受け、脱退手当金の請求手続を代行したとしており、脱退手当金裁定請求書によれば、申立人の住居地の最寄りの金融機関で受け取れる国庫金送金書を送付したことが確認できる上、支給記録のある同僚は「私は脱退手当金を受け取った。私は手続をしていないことから、会社が手続をしてくれたと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みである旨の回答をもらった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。